

瀬戸市立休日急病診療所条例施行規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第23号

瀬戸市立休日急病診療所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市立休日急病診療所条例（平成28年瀬戸市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の範囲)

第2条 瀬戸市立休日急病診療所（以下「診療所」という。）の診療は、外来のみとし、往診は行わないものとする。

(利用者の遵守事項)

第3条 条例第8条に規定する利用者の義務として、診療所の利用者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 診療所の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (4) 指定場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 市長の承認を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (6) 市長の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄附金その他これに類するものの募集行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長の指示すること。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反した場合において、その事項を直ちに中止するよう指示し、これに従わないときは、診療所からの退去を

命ずることができる。

(使用料等の免除)

第4条 条例第11条の規定による使用料等の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 災害等により緊急に診療を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定により使用料等の免除を受けようとする者は、瀬戸市立休日急病診療所使用料等免除申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第5条 条例第13条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条及び第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の規定中「使用料等」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。ただし、指定管理者が第4条第1項の規定に基づき免除するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

瀬戸市立休日急病診療所使用料等免除申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話

瀬戸市立休日急病診療所条例施行規則第4条の規定により次のとおり申請します。

|                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 診療を受けた者          | 住所    |   |
|                  | 氏名    |   |
| 診療を受けた日          | 年 月 日 |   |
| 使用料等の額           | 使用料   | 円 |
|                  | 手数料   | 円 |
|                  | 実費    | 円 |
| 免除を受けようとする使用料等の額 | 使用料   | 円 |
|                  | 手数料   | 円 |
|                  | 実費    | 円 |
| 免除の理由            |       |   |
| 備考               |       |   |